

忘れず差し引いて下さい！

～ 賞与より控除する健康保険・厚生年金保険料 ～ 栃木県

例1 健康保険 (介護保険料に該当しない被保険者)	例2 健康保険 (介護保険料に該当する被保険者 40歳～65歳未満)	例3 厚生年金
<p>(1) 賞与の支給総額 378,934円</p> <p>↓</p> <p>(2) 千円未満を切り捨てる 378,000円</p> <p>↓</p> <p>(3) 378,000円×0.0496 (保険料) = 18,748円80銭</p> <p>↓</p> <p>(4) 18,748円80銭の円未満を51銭以上は1円に切り上げ、50銭以下は切り捨てる</p> <p>↓</p> <p>(5) 本人より差し引く保険料は 18,749円です。</p> <p>31.3月支給分賞与より改定</p> <p>(註) 賞与の額が年度の累計額573万円(年度は毎年4月1日～翌年3月31日まで)までを上限とし計算して下さい。 28.4月より改定</p>	<p>(1) 賞与の支給総額 378,934円</p> <p>↓</p> <p>(2) 千円未満を切り捨てる 378,000円</p> <p>↓</p> <p>(3) 378,000円×0.05825 (保険料) = 22,018円50銭</p> <p>↓</p> <p>(4) 22,018円50銭の円未満を51銭以上は1円に切り上げ、50銭以下は切り捨てる</p> <p>↓</p> <p>(5) 本人より差し引く保険料は 22,018円です。</p> <p>31.3月支給分賞与より改定</p> <p>(註) 例1と同様です。</p>	<p>(1) 賞与の支給総額 378,934円</p> <p>↓</p> <p>(2) 千円未満を切り捨てる 378,000円</p> <p>↓</p> <p>(3) 378,000円×0.0915 (保険料) = 34,587円</p> <p>↓</p> <p>(4) 本人より差し引く保険料は 34,587円です。</p> <p>29.9月より改定</p> <p>(註1) 厚生年金70才喪失者については、保険料はかかりませんので引かないでください。</p> <p>(註2) 賞与の額がその支払月において150万円以上の方は150万円を上限とし計算して下さい。 15.4月より改定</p>

◆ 注意1 ◆

健康保険組合加入事業所の健康保険料(介護保険料を含む)は加入する組合の料率、厚生年金基金加入事業所は基金の料率でそれぞれ控除して下さい。

◆ 注意2 ◆

全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率については、平成21年9月分から都道府県別に定められることとなりました。

◆ 注意3 ◆

育児休業期間中の者で事業主より「健康保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書」が社会保険事務所に提出されている場合は、提出日より休業終了予定日の前月までは保険料が免除されますので保険料は差し引かないで下さい。

◆ 注意4 ◆

雇用保険加入者は賞与から雇用保険料も差し引いて下さい。引き方は毎月の給与より差し引いている料率をご使用ください。控除計算例は下記のとおりです。但し、その年の4月1日現在の年齢が64歳以上の者については保険料が免除となりますので差し引かないで下さい。

事業の種類	賃金又は賞与の総額	乗じる保険料率	本人より控除する額 (1円未満は切り捨てです)
1 一般の事業	281,582円	$\times \frac{3}{1000} = 844円74銭$ (又は0.003)	844円
2 その他の事業 (清酒の製造等)	281,582円	$\times \frac{4}{1000} = 1,126円32銭$ (又は0.004)	1,126円
3 建設の事業	281,582円	$\times \frac{4}{1000} = 1,126円32銭$ (又は0.004)	1,126円

☆ 事業主は賞与を支給した場合、5日以内に年金事務所あて「被保険者賞与等支払届」の提出が義務づけられておりますので、すみやかに内山労務管理事務所までご連絡願います。

☆ 育児休業中に支払われた賞与がある場合は、賞与支払届には含めて届出して下さい。

平成31年3月

労務情報提供資料

伊勢崎・太田労務改善研究会

事務局 (株)内山労務管理事務所